

職員の福利厚生・安全衛生の概要

兵庫県市町村職員共済組合

職員は、地方公務員等共済組合法に基づき設置された共済組合の組合員になっています。共済組合では、短期給付事業（健康保険）、長期給付事業（厚生年金）、福祉事業（貸付、保養所運営等）を行っています。

これらの事業は、法令の定めに基づき、組合員（職員）が納める掛金と、市が納める負担金で運営されています。

※ 幼稚園教諭等教育委員会採用の職員は、公立学校共済の組合員となっています。

詳細は下記ホームページをご覧ください

兵庫県市町村職員共済組合 <http://www.h-kyosai.or.jp/>

公立学校共済兵庫支部 <http://www.kouritu.go.jp/hyogo/>

明石市職員互助会

職員の相互共済と福祉の増進を図るため、職員互助会を設置しています。

職員互助会では、元気回復を図るための事業（サークル活動助成等）や、慶弔金、見舞金などの給付事業を行っています。これらの事業は、会員（職員）の掛金（掛金率は給料月額 $\frac{4}{1000}$ ）で運営されています。

本市を含む兵庫県下市町の福利厚生事業の実施状況は下記の兵庫県ホームページをご覧ください。

○県内市町の福利厚生事業の実施状況から「兵庫県内市町における福利厚生事業の状況について」及び「参考資料」より閲覧できます。

⇒ http://web.pref.hyogo.lg.jp/kk25/pa05_000000117.html

健康診断等の実施

職員の健康管理のため、定期健康診断、特定業務従事者の健康診断や腰痛・胃部・VDTなどの健診を実施しています。また、心の健康の保持・増進を図るため、メンタルヘルス事業（ストレス診断や臨床心理士による相談、職員研修など）を実施しています。

安全衛生委員会

事故や災害のない安全で健康な職場づくりを目指し、労働安全衛生法に基づく安全衛生委員会を6つの事業場に設置して活動を行っています。

- ・環境室安全衛生委員会（環境室）
- ・下水道室安全衛生委員会（下水道室）
- ・水道部安全衛生委員会（水道部）
- ・教育委員会職員安全衛生委員会（教育委員会）
- ・消防職員安全衛生委員会（消防）
- ・明石市職員安全衛生委員会（上記以外）

職員の被服貸与

職員の被服については、作業服を必要とする職場の職員に貸与を行っています。